

第2編 道路幅員
2-2

新	旧
<p><b>3. 横断面の構成</b>  <b>3.1 基本的な考え方</b>                      横断面構成の決定には、図 3.1 に示すフローによることを基本とする。</p> <p style="text-align: center;">図 3.1 横断面構成決定フロー</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>(1) 対象路線の計画交通量(台/日)、存する地域(都市部、地方部)及び地形(平地部、山地部)、並びに、道路の種類(一般国道、県道等)から道路の区分(〇種〇級)を決定するものとする。なお、計画交通量は、パーソントリップ調査及び道路交通センサス等による推計交通量を基に設定することを基本とするが、やむを得ない場合、周辺の現況交通量及び同等路線の現況交通量等を参考に設定することができる。</p> <p>(2) 計画交通量(台/日)と各道路の区分ごとに定められている設計基準交通量(台/日)とから、車線の数を決定するものとする。</p> <p>(3) 道路の区分(〇種〇級)、車線数及び歩道等の幅員から、必要とする横断面構成要素を決定するものとする。</p> <p>(4) 歩道等を除く各要素の必要幅員を道路の区分(〇種〇級)より設定し、歩道等の幅員と合計することで、横断面構成を決定するものとする。</p> <p>(5) 図 3.5 歩道及び自転車歩行者道、自転車道等のフローを基に、別途、歩道等の幅員を決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【参考】道路構造令の解説と運用, P57～, P117～, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会</p>	<p><b>3. 横断面の構成</b>  <b>3.1 基本的な考え方</b>                      横断面構成の決定には、図 3.1 に示すフローによることを基本とする。</p> <p style="text-align: center;">図 3.1 横断面構成決定フロー</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>(1) 対象路線の計画交通量(台/日)、存する地域(都市部、地方部)及び地形(平地部、山地部)、並びに、道路の種類(一般国道、県道等)から道路の区分(〇種〇級)を決定するものとする。なお、計画交通量は、パーソントリップ調査及び道路交通センサス等による推計交通量を基に設定することを基本とするが、やむを得ない場合、周辺の現況交通量及び同等路線の現況交通量等を参考に設定することができる。</p> <p>(2) 計画交通量(台/日)と各道路の区分ごとに定められている設計基準交通量(台/日)とから、車線の数を決定するものとする。</p> <p>(3) 道路の区分(〇種〇級)、車線数及び歩道部幅員から、必要とする横断面構成要素を決定するものとする。</p> <p>(4) 歩道部を除く各要素の必要幅員を道路の区分(〇種〇級)より設定し、歩道部幅員と合計することで、横断面構成を決定するものとする。</p> <p>(5) 図 3.5 歩道及び自転車歩行者道、自転車道等のフローを基に、別途、歩道部の幅員を決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【参考】道路構造令の解説と運用, P57～, P117～, 平成 16 年 2 月, (社)日本道路協会</p>

新	旧
<p><b>3.3 横断面の構成要素とその組合せ</b></p> <p>横断面の構成要素は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 車道（車線等によって構成される道路の部分）</li> <li>(2) 車線</li> <li style="border: 2px solid red;">(3) 自転車通行帯</li> <li>(4) 中央帯</li> <li>(5) 路肩</li> <li>(6) 側帯</li> <li>(7) 停車帯（車道の一部）</li> <li>(8) 植樹帯</li> <li>(9) 路上施設帯</li> <li>(10) 歩道</li> <li>(11) 自転車歩行者道</li> <li>(12) 自転車道</li> <li>(13) 副道（車道の一部）</li> </ol> <p><b>【解説】</b></p> <p>横断面の構成要素とその組合せの例を図示すると、<b>図 3.2</b>のとおりとなる。</p> <p>各々の構成要素の標準的な幅員及び幅員の縮小や省略についての規定は、<b>3.5 構成要素幅員</b> を参照するものとする。</p> <p>やむを得ず、各構成要素の幅員に縮小規定を適用する場合には、安全性や走行性に与える影響をできるだけ少なくするよう配慮すべきである。一般的には、まず中央帯、植樹帯、路肩及び停車帯の中で縮小を行い、更に縮小する必要がある場合のみ、車線にも縮小規定を適用するのが望ましい。自転車道、自転車歩行者道及び歩道の縮小については、自転車や歩行者の交通を考慮し、車道部とは別途に判断しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>図 3.2 横断面の構成要素とその組合せ</b></p> <p style="text-align: center;">【参考】道路構造令の解説と運用, P173,平成16年2月,(社)日本道路協会</p>	<p><b>3.3 横断面の構成要素とその組合せ</b></p> <p>横断面の構成要素は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 車道（車線等によって構成される道路の部分）</li> <li>(2) 車線</li> <li>(3) 中央帯</li> <li>(4) 路肩</li> <li>(5) 側帯</li> <li>(6) 停車帯（車道の一部）</li> <li>(7) 植樹帯</li> <li>(8) 路上施設帯</li> <li>(9) 歩道</li> <li>(10) 自転車歩行者道</li> <li>(11) 自転車道</li> <li>(12) 副道（車道の一部）</li> </ol> <p><b>【解説】</b></p> <p>横断面の構成要素とその組合せの例を図示すると、<b>図 3.2</b>のとおりとなる。</p> <p>各々の構成要素の標準的な幅員及び幅員の縮小や省略についての規定は、<b>3.5 構成要素幅員</b> を参照するものとする。</p> <p>やむを得ず、各構成要素の幅員に縮小規定を適用する場合には、安全性や走行性に与える影響をできるだけ少なくするよう配慮すべきである。一般的には、まず中央帯、植樹帯、路肩及び停車帯の中で縮小を行い、更に縮小する必要がある場合のみ、車線にも縮小規定を適用するのが望ましい。自転車道、自転車歩行者道及び歩道の縮小については、自転車や歩行者の交通を考慮し、車道部とは別途に判断しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>図 3.2 横断面の構成要素とその組合せ</b></p> <p style="text-align: center;">【参考】道路構造令の解説と運用, P173,平成16年2月,(社)日本道路協会</p>

新	旧
<p>なお、各用語の定義は次のとおりである。</p> <p>車道：専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。</p> <p>車線：一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。</p> <p><b>自転車通行帯：自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</b></p> <p>中央帯：車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分</p> <p>路肩：道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分</p> <p>側帯：車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分</p> <p>停車帯：主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分</p> <p>植樹帯：専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分</p> <p>路上施設帯：道路の附属物（共同溝を除く。）の設置に供するために、歩道、自転車道、自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分</p> <p>歩道：専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</p> <p>自転車歩行者道：専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</p> <p>自転車道：専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</p> <p>副道：盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分</p>	<p>なお、各用語の定義は次のとおりである。</p> <p>車道：専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。</p> <p>車線：一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。</p> <p>中央帯：車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分</p> <p>路肩：道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分</p> <p>側帯：車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分</p> <p>停車帯：主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分</p> <p>植樹帯：専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分</p> <p>路上施設帯：道路の附属物（共同溝を除く。）の設置に供するために、歩道、自転車道、自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分</p> <p>歩道：専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</p> <p>自転車歩行者道：専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</p> <p>自転車道：専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</p> <p>副道：盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分</p>
<p>【参考】道路構造令の解説と運用，P44，P175，平成16年2月，(社)日本道路協会</p>	<p>【参考】道路構造令の解説と運用，P44，P175，平成16年2月，(社)日本道路協会</p>

第2編 道路幅員
2-9~10

新	旧																																																																																																																																						
<p><b>3.5 構成要素幅員</b> 各種級区分の構成要素幅員は、表 3.6 を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.6 横断構成要素一覧表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第4種</th> <th colspan="4">第3種</th> </tr> <tr> <th>第1級</th> <th>第2級</th> <th>第3級</th> <th>第1級</th> <th>第2級</th> <th>第3級</th> <th>第4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線</td> <td>3.25m (3.5m<sup>※1</sup>)</td> <td>3.0m</td> <td>3.0m</td> <td>3.5m</td> <td>3.25m (3.5m<sup>※1</sup>)</td> <td>3.0m</td> <td>2.75m</td> </tr> <tr> <td>自転車通行帯</td> <td colspan="7">必要がある場合においては、1.5m<sup>※2</sup>を標準として設置</td> </tr> <tr> <td>中央帯<sup>※3</sup></td> <td colspan="3">2.0m<sup>※4</sup></td> <td colspan="4">1.75m</td> </tr> <tr> <td>左側路肩</td> <td colspan="3">0.5m</td> <td>1.25m<sup>※5</sup> (交差点部 0.75m)</td> <td colspan="3">0.75m<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>停車帯</td> <td colspan="3">交差点を除く箇所に 1.5mを標準として設置</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>植樹帯<sup>※6</sup></td> <td colspan="2">1.5mを標準として設置<sup>※7</sup></td> <td colspan="5">必要がある場合<sup>※8</sup>においては、1.5mを標準として設置</td> </tr> <tr> <td>歩道等<sup>※9</sup></td> <td colspan="7">歩道等の幅員（路上施設帯や植樹帯を除く有効幅員）は下のとおりとする。 自転車道：2.0m 自転車歩行者道：4.0m（歩行者の交通量が多い道路） ：3.0m（その他の道路） 歩道：3.5m（歩行者の交通量が多い道路） ：2.0m（その他の道路）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 横断構成要素一覧表における留意事項</p> <p>※1（車線） 第3種第2級または第4種第1級の道路は、交通の状況により必要がある場合は、車線をW=3.5mとすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3種第1級の道路に接続する第4種第1級の道路</li> <li>・主要幹線に相当する第3種第2級または第4種第1級の道路</li> <li>・大型車交通量が多くその混入率が概ね30%を超える場合第3種第1級の道路に接続する場合</li> </ul> <p>※2（自転車通行帯） 自転車通行帯の幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.0mまで縮小することができる。</p> <p>※3（中央帯） 車線の数4以上である場合や、車線を往復の方向別に分離する必要がある場合などに設置するものとする。</p> <p>※4（中央帯） 道路構造令では、最低幅員として1.0mと規定されているが、本書では植栽等を考慮した施設帯幅員として1.0mを確保することを基本に、第4種の道路の中央帯幅員は2.0mを標準とする。ただし、第4種第3級の中央帯幅員については、別途、事業課と相談するものとする。</p> <p>※5（左側路肩） 橋梁部及びトンネル部については別途定めるものとし、下記(3)、(4)を参照するものとする。</p> <p>なお、自転車道又は自転車歩行者道を設置する場合を除き、左側路肩部分を自転車の通行を想定する場合は自転車の安全性を確保するため、路肩は車道との連続性を保ち、可能な限り平坦性を確保することとする</p> <p>※6（植樹帯） 車道部左側についての規定であり、中央帯の規定ではない。</p> <p>※7（植樹帯） 都心部を通過する場合等、沿道土地利用並びに良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保のため特に必要があると認められる場合においては、適切な値とする。下記(7)も参照のこと。</p> <p>※8（植樹帯） 「緑の基本計画」などによって定められている場合良好な生活環境を確保する必要がある場合。</p> <p>※9（歩道等） 詳細は、3.6 歩道等の幅員を参照するものとする。</p> <p>(2) 本書では、道路の種級区分に応じた標準的な幅員設定を示している。したがって地域、地形の状況等により、これによることが適切でない場合はこの限りではない。特に一般国道については事業課と相談することとする。</p>		第4種			第3種				第1級	第2級	第3級	第1級	第2級	第3級	第4級	車線	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	3.0m	3.5m	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	2.75m	自転車通行帯	必要がある場合においては、1.5m <sup>※2</sup> を標準として設置							中央帯 <sup>※3</sup>	2.0m <sup>※4</sup>			1.75m				左側路肩	0.5m			1.25m <sup>※5</sup> (交差点部 0.75m)	0.75m <sup>※4</sup>			停車帯	交差点を除く箇所に 1.5mを標準として設置			—				植樹帯 <sup>※6</sup>	1.5mを標準として設置 <sup>※7</sup>		必要がある場合 <sup>※8</sup> においては、1.5mを標準として設置					歩道等 <sup>※9</sup>	歩道等の幅員（路上施設帯や植樹帯を除く有効幅員）は下のとおりとする。 自転車道：2.0m 自転車歩行者道：4.0m（歩行者の交通量が多い道路） ：3.0m（その他の道路） 歩道：3.5m（歩行者の交通量が多い道路） ：2.0m（その他の道路）							<p><b>3.5 構成要素幅員</b> 各種級区分の構成要素幅員は、表 3.6 を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.6 横断構成要素一覧表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第4種</th> <th colspan="4">第3種</th> </tr> <tr> <th>第1級</th> <th>第2級</th> <th>第3級</th> <th>第1級</th> <th>第2級</th> <th>第3級</th> <th>第4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線</td> <td>3.25m (3.5m<sup>※1</sup>)</td> <td>3.0m</td> <td>3.0m</td> <td>3.5m</td> <td>3.25m (3.5m<sup>※1</sup>)</td> <td>3.0m</td> <td>2.75m</td> </tr> <tr> <td>中央帯<sup>※2</sup></td> <td colspan="3">2.0m<sup>※3</sup></td> <td colspan="4">1.75m</td> </tr> <tr> <td>左側路肩</td> <td colspan="3">0.5m</td> <td>1.25m<sup>※4</sup> (交差点部 0.75m)</td> <td colspan="3">0.75m<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>停車帯</td> <td colspan="3">交差点を除く箇所に 1.5mを標準として設置</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>植樹帯<sup>※5</sup></td> <td colspan="2">1.5mを標準として設置<sup>※6</sup></td> <td colspan="5">必要がある場合<sup>※7</sup>においては、1.5mを標準として設置</td> </tr> <tr> <td>歩道等<sup>※8</sup></td> <td colspan="7">歩道等の幅員（路上施設帯や植樹帯を除く有効幅員）は下のとおりとする。 自転車道：2.0m 自転車歩行者道：4.0m（歩行者の交通量が多い道路） ：3.0m（その他の道路） 歩道：3.5m（歩行者の交通量が多い道路） ：2.0m（その他の道路）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 横断構成要素一覧表における留意事項</p> <p>※1（車線） 第3種第2級または第4種第1級の道路は、交通の状況により必要がある場合は、車線をW=3.5mとすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3種第1級の道路に接続する第4種第1級の道路</li> <li>・主要幹線に相当する第3種第2級または第4種第1級の道路</li> <li>・大型車交通量が多くその混入率が概ね30%を超える場合第3種第1級の道路に接続する場合</li> </ul> <p>※2（中央帯） 車線の数4以上である場合や、車線を往復の方向別に分離する必要がある場合などに設置するものとする。</p> <p>※3（中央帯） 道路構造令では、最低幅員として1.0mと規定されているが、本書では植栽等を考慮した施設帯幅員として1.0mを確保することを基本に、第4種の道路の中央帯幅員は2.0mを標準とする。ただし、第4種第3級の中央帯幅員については、別途、事業課と相談するものとする。</p> <p>※4（左側路肩） 橋梁部及びトンネル部については別途定めるものとし、下記(3)、(4)を参照するものとする。</p> <p>※5（植樹帯） 車道部左側についての規定であり、中央帯の規定ではない。</p> <p>※6（植樹帯） 都心部を通過する場合等、沿道土地利用並びに良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保のため特に必要があると認められる場合においては、適切な値とする。下記(7)も参照のこと。</p> <p>※7（植樹帯） 「緑の基本計画」などによって定められている場合良好な生活環境を確保する必要がある場合。</p> <p>※8（歩道等） 詳細は、3.6 歩道等の幅員を参照するものとする。</p> <p>(2) 本書では、道路の種級区分に応じた標準的な幅員設定を示している。したがって地域、地形の状況等により、これによることが適切でない場合はこの限りではない。特に一般国道については事業課と相談することとする。</p> <p>(3) 橋梁部の幅員について</p> <p>(a) 橋梁部の幅員は、L=100m以上の場合に設定する。</p> <p>(b) 50m未満の橋梁幅員（地覆を除く）は、前後の一般部と同じとする。</p> <p>(c) 50m以上100m未満については、植樹帯幅は削除するが、走行性・安全性等考慮し、左側路肩の幅員は前後の一般部と同じとする</p>		第4種			第3種				第1級	第2級	第3級	第1級	第2級	第3級	第4級	車線	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	3.0m	3.5m	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	2.75m	中央帯 <sup>※2</sup>	2.0m <sup>※3</sup>			1.75m				左側路肩	0.5m			1.25m <sup>※4</sup> (交差点部 0.75m)	0.75m <sup>※4</sup>			停車帯	交差点を除く箇所に 1.5mを標準として設置			—				植樹帯 <sup>※5</sup>	1.5mを標準として設置 <sup>※6</sup>		必要がある場合 <sup>※7</sup> においては、1.5mを標準として設置					歩道等 <sup>※8</sup>	歩道等の幅員（路上施設帯や植樹帯を除く有効幅員）は下のとおりとする。 自転車道：2.0m 自転車歩行者道：4.0m（歩行者の交通量が多い道路） ：3.0m（その他の道路） 歩道：3.5m（歩行者の交通量が多い道路） ：2.0m（その他の道路）						
		第4種			第3種																																																																																																																																		
	第1級	第2級	第3級	第1級	第2級	第3級	第4級																																																																																																																																
車線	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	3.0m	3.5m	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	2.75m																																																																																																																																
自転車通行帯	必要がある場合においては、1.5m <sup>※2</sup> を標準として設置																																																																																																																																						
中央帯 <sup>※3</sup>	2.0m <sup>※4</sup>			1.75m																																																																																																																																			
左側路肩	0.5m			1.25m <sup>※5</sup> (交差点部 0.75m)	0.75m <sup>※4</sup>																																																																																																																																		
停車帯	交差点を除く箇所に 1.5mを標準として設置			—																																																																																																																																			
植樹帯 <sup>※6</sup>	1.5mを標準として設置 <sup>※7</sup>		必要がある場合 <sup>※8</sup> においては、1.5mを標準として設置																																																																																																																																				
歩道等 <sup>※9</sup>	歩道等の幅員（路上施設帯や植樹帯を除く有効幅員）は下のとおりとする。 自転車道：2.0m 自転車歩行者道：4.0m（歩行者の交通量が多い道路） ：3.0m（その他の道路） 歩道：3.5m（歩行者の交通量が多い道路） ：2.0m（その他の道路）																																																																																																																																						
	第4種			第3種																																																																																																																																			
	第1級	第2級	第3級	第1級	第2級	第3級	第4級																																																																																																																																
車線	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	3.0m	3.5m	3.25m (3.5m <sup>※1</sup> )	3.0m	2.75m																																																																																																																																
中央帯 <sup>※2</sup>	2.0m <sup>※3</sup>			1.75m																																																																																																																																			
左側路肩	0.5m			1.25m <sup>※4</sup> (交差点部 0.75m)	0.75m <sup>※4</sup>																																																																																																																																		
停車帯	交差点を除く箇所に 1.5mを標準として設置			—																																																																																																																																			
植樹帯 <sup>※5</sup>	1.5mを標準として設置 <sup>※6</sup>		必要がある場合 <sup>※7</sup> においては、1.5mを標準として設置																																																																																																																																				
歩道等 <sup>※8</sup>	歩道等の幅員（路上施設帯や植樹帯を除く有効幅員）は下のとおりとする。 自転車道：2.0m 自転車歩行者道：4.0m（歩行者の交通量が多い道路） ：3.0m（その他の道路） 歩道：3.5m（歩行者の交通量が多い道路） ：2.0m（その他の道路）																																																																																																																																						

新

旧

- (3) 橋梁部の幅員について
- (a) 橋梁部の幅員は、 $L=100\text{m}$  以上の場合に設定する。なお、自転車道、自転車通行帯又は自転車歩行者道を設けない道路においては、 $L=100\text{m}$  以上であっても路肩幅員の縮小を行わないことを基本とする。
- (b) 50m未滿の橋梁幅員（地覆を除く）は、前後の一般部と同じとする。
- (c) 50m以上100m未滿については、植樹帯幅は削除するが、走行性・安全性等考慮し、左側路肩の幅員は前後の一般部と同じとする
- (4) トンネル部の幅員について
- (a) トンネル部の幅員は、 $L=50\text{m}$  以上の場合に設定する。なお、自転車道、自転車通行帯又は自転車歩行者道を設けない道路においては、 $L=50\text{m}$  以上であっても路肩幅員の縮小を行わないことを基本とする。
- (b) 50m未滿については、走行性・安全性等を考慮し、左側路肩の幅員は前後の一般部と同じとする。
- (c) トンネル断面の監視員通路（S）は、0.75mを標準とする。
- (5) 一般部と橋梁部・トンネル部で路肩幅員が異なる場合は、一般部側で適切なすりつけを行う様留意する
- (6) 当該道路がバス路線、またはバス路線計画のある場合には、バス停車帯の設置を検討するものとし、バス停車帯の設置位置及び構造については、第6編交通安全4. バス停車帯を参照するものとする。
- (7) 環境施設帯の設置については、下記を参考にして個別に検討するものとする。
- (a) 以下のいずれかに該当する道路を対象とする。
- 一般国道または都道府県道（指定市の市道を含む。）
  - 都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路または幹線街路（主として通過交通に供するものに限る。）
- (b) 沿道の土地利用については、以下のいずれかに該当する地域が対象となる。
- 第1種低層及び中高層住居専用地域
  - 第2種低層及び中高層住居専用地域
  - その他の地域で沿道の住宅の立地条件その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域
- (c) 断面構成については、当該道路の性格、交通状況、土地利用状況を勘案のうえ、決定するものとする。
- 一般平面道路及び単独の高架道路では、沿道の生活環境を保全するため、車道と民地との間を離すことにより距離減衰の効果を考慮して、道路の各側の車道端から10mの環境施設帯を設ける。

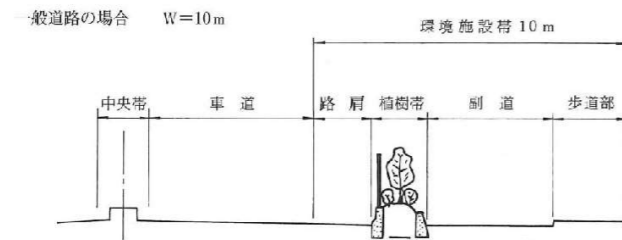


図 3.3 環境施設帯（一般道路の場合）

- 自動車専用道路で道路の構造が盛土、切土または他の道路の上部に設けられる高架構造で、かつ夜間に相当の重交通が見込まれる場合には、交通状況ならびに遮音壁等の施設の設置幅を考慮して道路の各側端から幅20mの環境施設帯を設ける。

- (4) トンネル部の幅員について
- (a) トンネル部の幅員は、 $L=50\text{m}$  以上の場合に設定する。
- (b) 50m未滿については、走行性・安全性等を考慮し、左側路肩の幅員は前後の一般部と同じとする。
- (c) トンネル断面の監視員通路（S）は、0.75mを標準とする。
- (5) 一般部と橋梁部・トンネル部で路肩幅員が異なる場合は、一般部側で適切なすりつけを行う様留意する
- (6) 当該道路がバス路線、またはバス路線計画のある場合には、バス停車帯の設置を検討するものとし、バス停車帯の設置位置及び構造については、第6編交通安全4. バス停車帯を参照するものとする。
- (7) 環境施設帯の設置については、下記を参考にして個別に検討するものとする。
- (a) 以下のいずれかに該当する道路を対象とする。
- 一般国道または都道府県道（指定市の市道を含む。）
  - 都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路または幹線街路（主として通過交通に供するものに限る。）
- (b) 沿道の土地利用については、以下のいずれかに該当する地域が対象となる。
- 第1種低層及び中高層住居専用地域
  - 第2種低層及び中高層住居専用地域
  - その他の地域で沿道の住宅の立地条件その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域
- (c) 断面構成については、当該道路の性格、交通状況、土地利用状況を勘案のうえ、決定するものとする。
- 一般平面道路及び単独の高架道路では、沿道の生活環境を保全するため、車道と民地との間を離すことにより距離減衰の効果を考慮して、道路の各側の車道端から10mの環境施設帯を設ける。

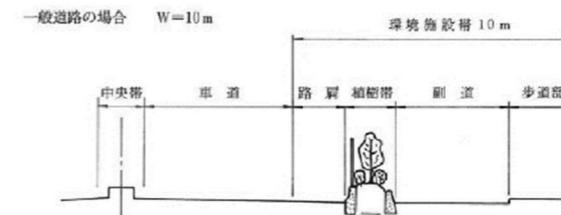


図 3.3 環境施設帯（一般道路の場合）

- 自動車専用道路で道路の構造が盛土、切土または他の道路の上部に設けられる高架構造で、かつ夜間に相当の重交通が見込まれる場合には、交通状況ならびに遮音壁等の施設の設置幅を考慮して道路の各側端から幅20mの環境施設帯を設ける。

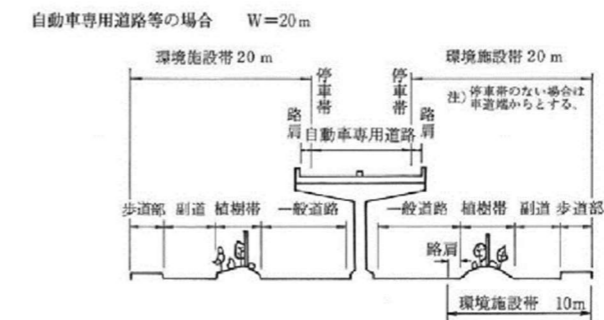


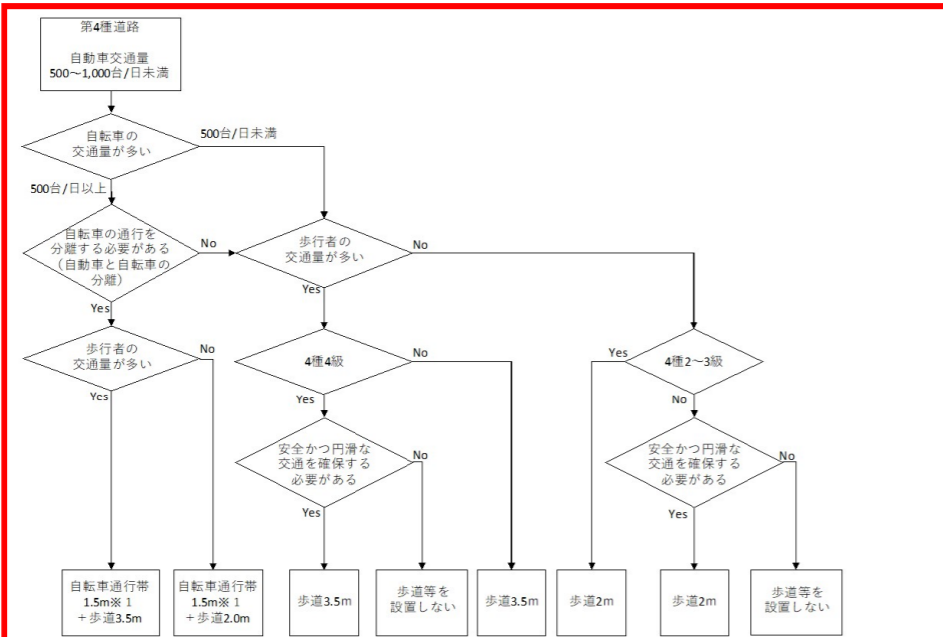
図 3.4 環境施設帯（自動車専用道路等の場合）

【参考】道路構造令の解説と運用, P171～, 平成16年2月, (社)日本道路協会

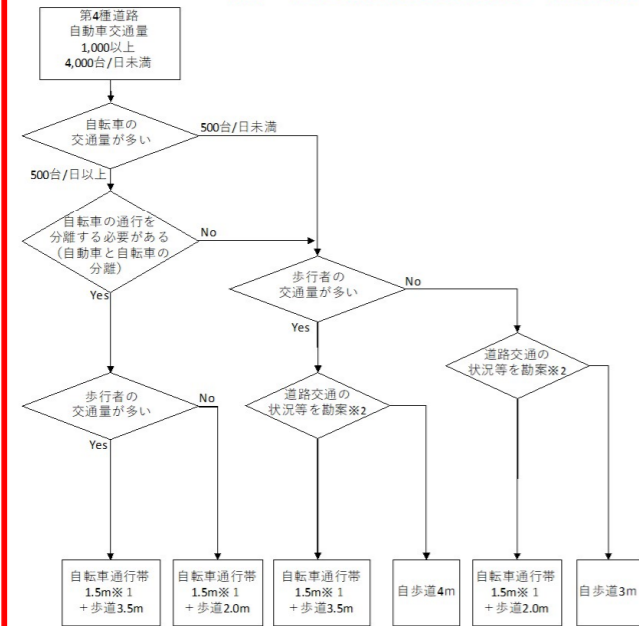
新

3.6 歩道等の幅員

歩道等の有効幅員については、図3.5によることを基本とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。



※1 設計速度が60km/hの場合は自転車道、60km/h未満の場合は自転車通行帯とする。  
(a) 4種道路（自動車交通量500~1,000台/日未満）の場合

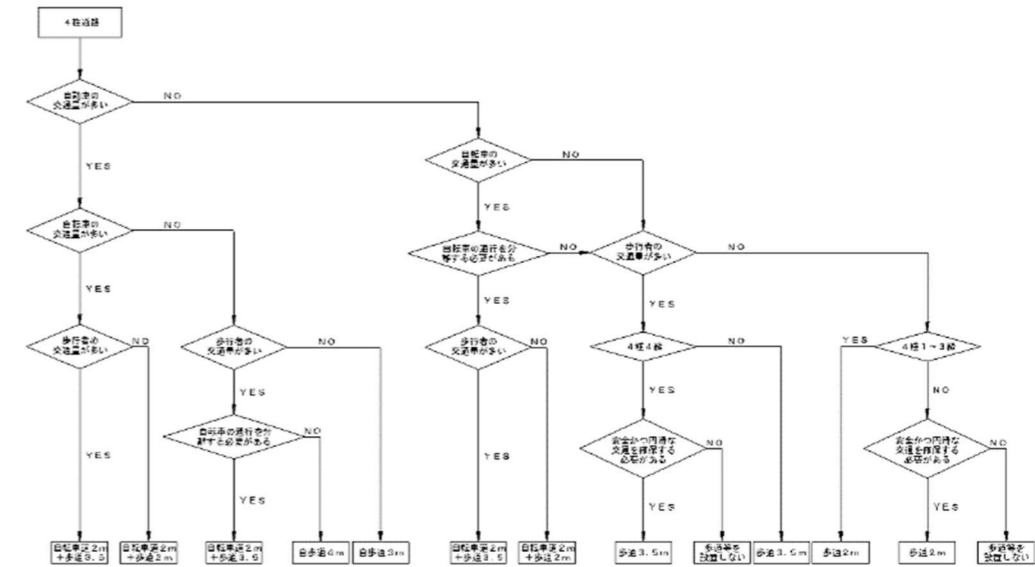


※1 設計速度が60km/hの場合は自転車道、60km/h未満の場合は自転車通行帯とする。  
※2 具体的な整備形態の選定に当たっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で、各道路管理者が関係者と合意を図るものとする。  
(a2) 4種道路（自動車交通量1,000以上4,000台/日未満）の場合

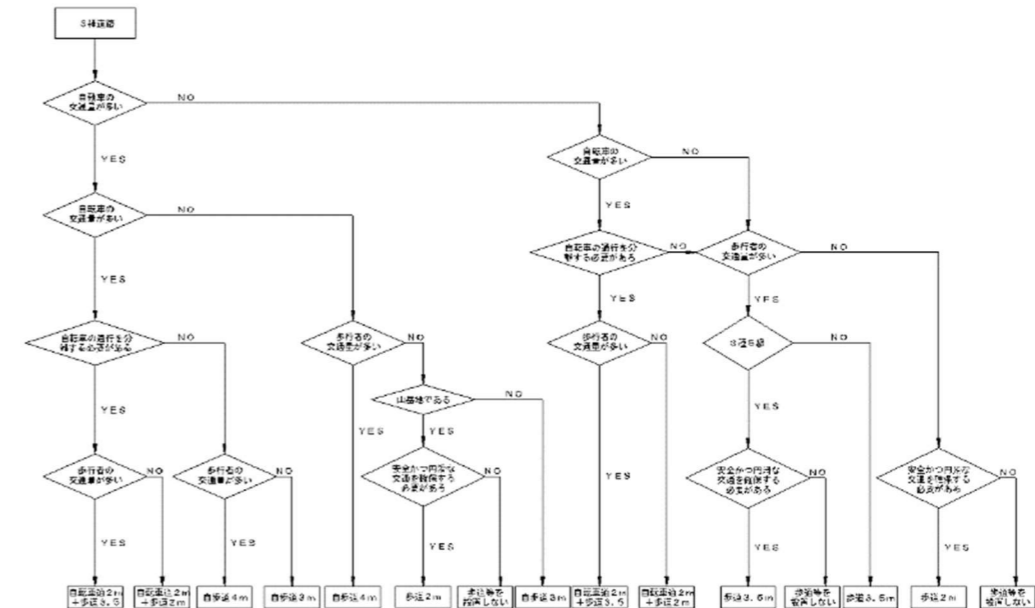
旧

3.6 歩道等の幅員

歩道部の有効幅員については、図3.5によることを基本とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

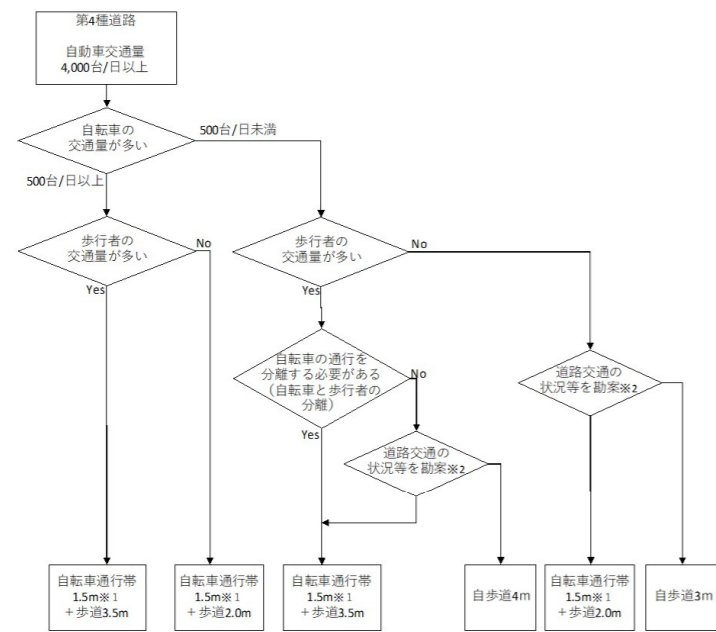


(a) 4種道路の場合



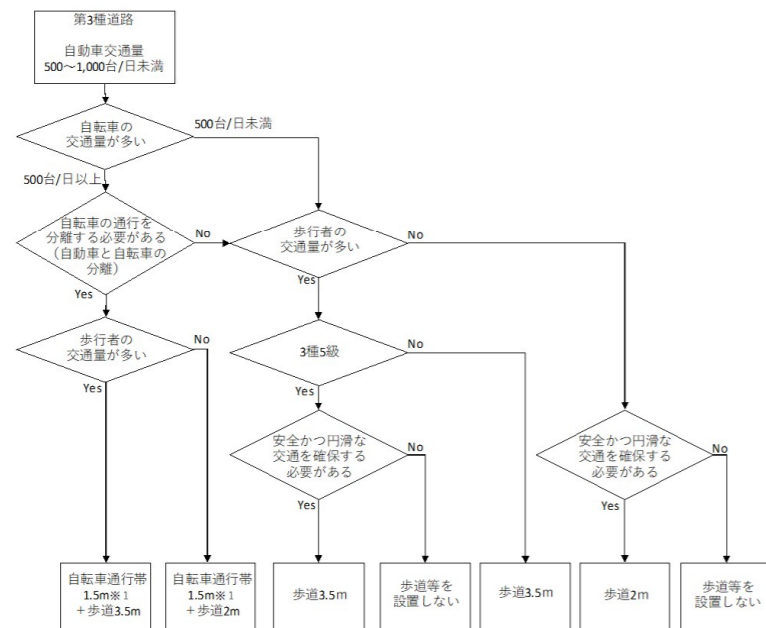
(b) 3種道路の場合

図3.5 歩道及び自転車歩行者道、自転車道のフロー



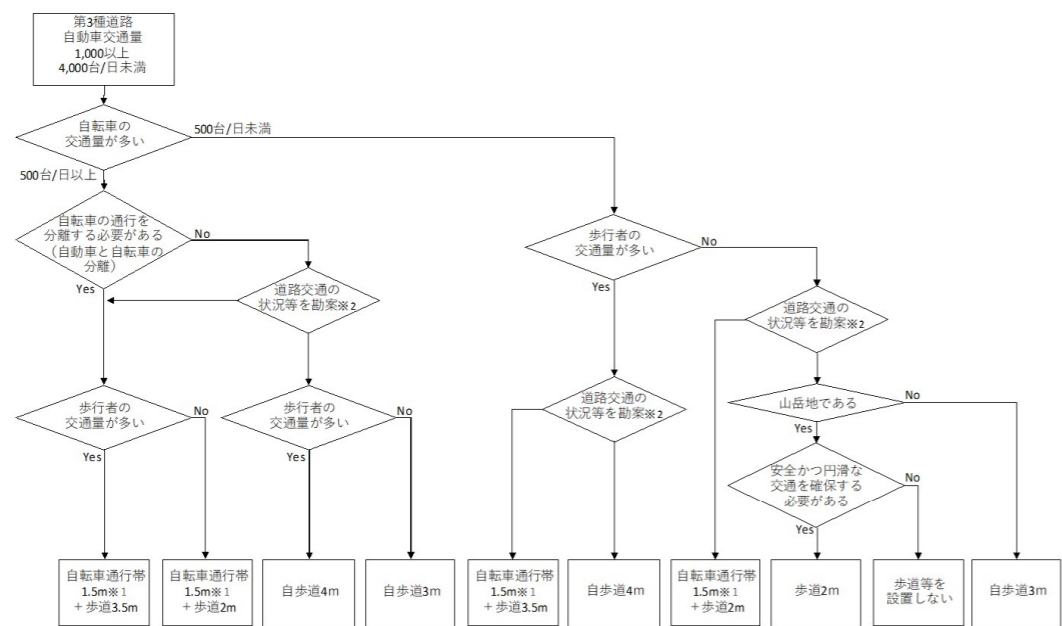
※1 設計速度が60km/hの場合は自転車道、60km/h未満の場合は自転車通行帯とする。  
 ※2 具体的な整備形態の選定に当たっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で、各道路管理者が関係者と合意を図るものとする。

(a3) 4種道路（自動車交通量 4,000 台/日以上）の場合



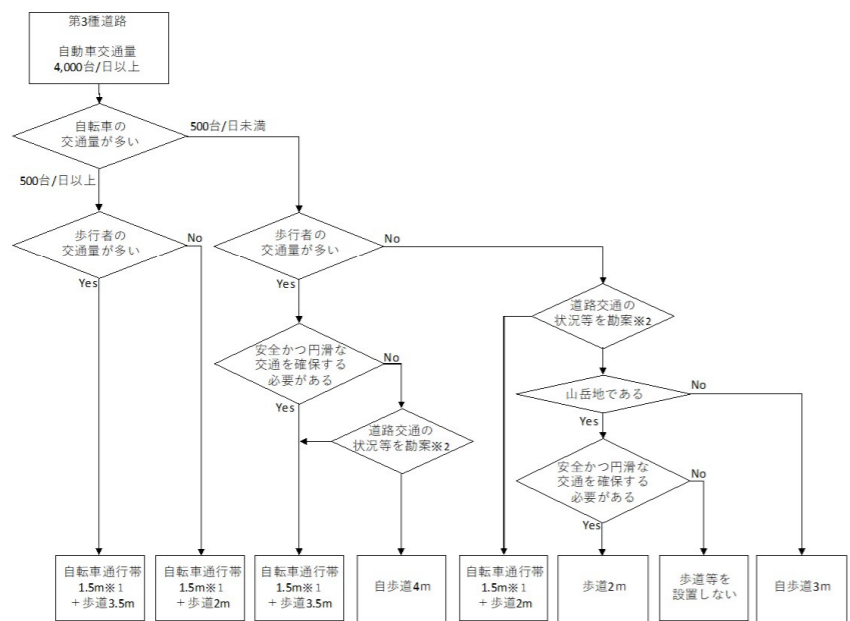
※1 設計速度が60km/hの場合は自転車道、60km/h未満の場合は自転車通行帯とする。

(b1) 3種道路（自動車交通量 500~1,000 台/日未満）の場合



※1 設計速度が60km/hの場合は自転車道、60km/h未満の場合は自転車通行帯とする。  
 ※2 具体的な整備形態の選定に当たっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で、各道路管理者が関係者と合意を図るものとする。

(b2) 3種道路（自動車交通量 1,000 以上 4,000 台/日未満）の場合



※1 設計速度が60km/hの場合は自転車道、60km/h未満の場合は自転車通行帯とする。  
 ※2 具体的な整備形態の選定に当たっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で、各道路管理者が関係者と合意を図るものとする。

(b3) 3種道路（自動車交通量 4,000 台/日以上）の場合

図 3.5 歩道及び自転車歩行者道、自転車道等のフロー



新	旧																				
<p>〔解説〕</p> <p>(1) 歩道及び自転車歩行者道、自転車道の幅員については、上記に規定する値以上とする。</p> <p>ただし、自転車道の幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5mまで縮小する、もしくは設置しないことができる。自転車道を設置しない場合は、<b>自転車通行帯を設置するものとする。自転車道または自転車通行帯設置の平面形状の詳細については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月、国土交通省道路局・警察庁交通局）を参照すること。</b></p> <p>市街化の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、当該区間の歩道の有効幅員を1.5mまで縮小することができる。ただし、歩道の幅員を縮小する場合については、道路維持課と相談するものとする。</p> <p>(2) 「交通量が多い」場合とは、目安として以下の値とする。なお、交通量は、現況及び供用後10～20年程度の値を基本とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車 500台/日以上</li> <li>・歩行者 500人/日以上</li> </ul> <p>(3) 「自転車の通行を分離する必要がある」場合とは、<b>目安として以下のような場合が考えられる。</b></p> <p><b>(自動車と自転車の分離)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計速度が50km/h以上である場合。</li> <li>・その他、分離する必要があると判断される場合</li> </ul> <p><b>(自転車と歩行者の分離)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高校への通学路、未就学児の移動経路など、子供の移動経路となることが見込まれる場合</li> <li>・社会福祉施設及び老人福祉施設等の利用者が通行する経路となることが見込まれる場合</li> <li>・通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が時間的に集中し、交通が輻輳する可能性がある場合</li> <li>・その他、分離する必要があると判断される場合</li> </ul> <p>(4) 「安全かつ円滑な交通を確保する必要がある」場合とは、<b>目安として以下のような場合が考えられる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高校への通学路、未就学児の移動経路など、子供の移動経路となることが見込まれる場合</li> <li>・バリアフリー新法に基づく特定経路に当たる場合等、関連事業との整合上、必要がある場合</li> <li>・その他、歩道部の設置が適切であると判断される場合</li> </ul> <p>(5) 歩道及び自転車歩行者道、自転車道の設置位置は、両側を基本とするが、山岳地及び工業系の市街化区域等において、沿道状況が以下の場合には片側とすることが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川に接している場合</li> <li>・急峻な谷地形もしくは山地形と接している場合</li> <li>・その他、沿道利用がほとんど無く、また将来的にも見込まれないと予想される場合</li> </ul> <p>(6) 「山岳地である」場合とは、急峻地形を有する山が連続している地域をいう。</p> <p>(7) 横断歩道橋等または路上施設を設ける場合には、表中の有効幅員に以下の値を加えたものを歩道部幅員とする。</p> <table border="1" data-bbox="252 1564 593 1732"> <tr> <td>横断歩道橋等を設ける場合</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>ベンチの上屋を設ける場合</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>並木を設ける場合</td> <td>1.5m</td> </tr> <tr> <td>ベンチ設ける場合</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>0.5m</td> </tr> </table> <p>(8) 「具体的な整備形態の選定にあたっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で、関係者と合意を図るものとする」とは、市町村の自転車ネットワーク計画等を考慮した上で市町村と合意することを意図しているが、<b>自転車ネットワーク計画での位置づけがない場合でも、歩行者保護の観点から、安易に自転車歩行者道とせず</b></p>	横断歩道橋等を設ける場合	3.0m	ベンチの上屋を設ける場合	2.0m	並木を設ける場合	1.5m	ベンチ設ける場合	1.0m	その他の場合	0.5m	<p>〔解説〕</p> <p>(1) 歩道及び自転車歩行者道、自転車道の幅員については、上記に規定する値以上とする。</p> <p>ただし、自転車道の幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5mまで縮小する、もしくは設置しないことができる。自転車道を設置しない場合は、<b>自転車歩行者道を必ず設置するものとする。</b></p> <p>市街化の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、当該区間の歩道の有効幅員を1.5mまで縮小することができる。ただし、歩道の幅員を縮小する場合については、道路維持課と相談するものとする。</p> <p>(2) 「交通量が多い」場合とは、目安として以下の値とする。なお、交通量は、現況及び供用後10～20年程度の値を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車 500～1,000台/日以上</li> <li>・自転車 500～700台/日以上</li> <li>・歩行者 500～600人/日以上</li> </ul> <p>(3) 「自転車の通行を分離する必要がある」場合とは、以下のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童・幼稚園児の通学・通園路となっている場合</li> <li>・社会福祉施設及び老人福祉施設等の利用者が通行する経路となっている場合</li> <li>・その他、分離する必要があると判断される場合</li> </ul> <p>(4) 「安全かつ円滑な交通を確保する必要がある」場合とは、以下のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童・幼稚園児の通学・通園路となっている場合</li> <li>・バリアフリー新法に基づく特定経路に当たる場合等、関連事業との整合上、必要がある場合</li> <li>・その他、歩道部の設置が適切であると判断される場合</li> </ul> <p>(5) 歩道及び自転車歩行者道、自転車道の設置位置は、両側を基本とするが、山岳地及び工業系の市街化区域等において、沿道状況が以下の場合には片側とすることが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川に接している場合</li> <li>・急峻な谷地形もしくは山地形と接している場合</li> <li>・その他、沿道利用がほとんど無く、また将来的にも見込まれないと予想される場合</li> </ul> <p>(6) 自転車歩行者道において、自転車走行空間を物理的又は視覚的に分離する場合は、道路維持課と相談するものとする。</p> <p>(7) 「山岳地である」場合とは、急峻地形を有する山が連続している地域をいう。</p> <p>(8) 横断歩道橋等または路上施設を設ける場合には、表中の有効幅員に以下の値を加えたものを歩道部幅員とする。</p> <table border="1" data-bbox="1736 1522 2077 1711"> <tr> <td>横断歩道橋等を設ける場合</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>ベンチの上屋を設ける場合</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>並木を設ける場合</td> <td>1.5m</td> </tr> <tr> <td>ベンチ設ける場合</td> <td>1.0m</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>0.5m</td> </tr> </table>	横断歩道橋等を設ける場合	3.0m	ベンチの上屋を設ける場合	2.0m	並木を設ける場合	1.5m	ベンチ設ける場合	1.0m	その他の場合	0.5m
横断歩道橋等を設ける場合	3.0m																				
ベンチの上屋を設ける場合	2.0m																				
並木を設ける場合	1.5m																				
ベンチ設ける場合	1.0m																				
その他の場合	0.5m																				
横断歩道橋等を設ける場合	3.0m																				
ベンチの上屋を設ける場合	2.0m																				
並木を設ける場合	1.5m																				
ベンチ設ける場合	1.0m																				
その他の場合	0.5m																				

新

に「自転車通行帯+歩道」を検討するものとする。

(9) 歩道等における有効幅員及び施設帯の設定は、図 3.6 を基本とする。

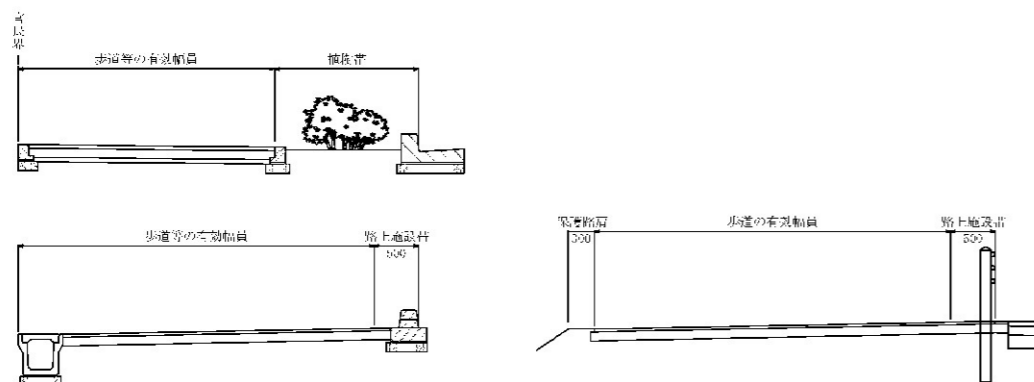


図 3.6 歩道等の有効幅員

ただし、歩道等の総幅を通す観点から図 3.6 を基本としたが、市街地において歩道を拡幅・設置する際にやむを得ない場合については、路上施設を設置しない場合に限り図 3.7 に示す『道路構造令の解説と運用』の考え方としてもよい。

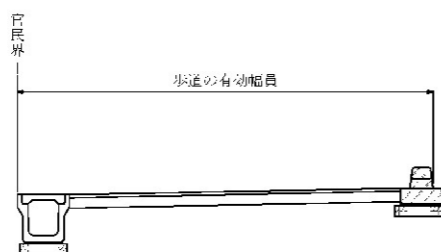


図 3.7 路上施設を設置しない歩道の有効幅員（やむを得ない場合）

【参考】道路構造令の解説と運用，p. 217～，平成 16 年 2 月，（社）日本道路協会

旧

(9) 歩道等における有効幅員及び施設帯の設定は、図 3.6 を基本とする。

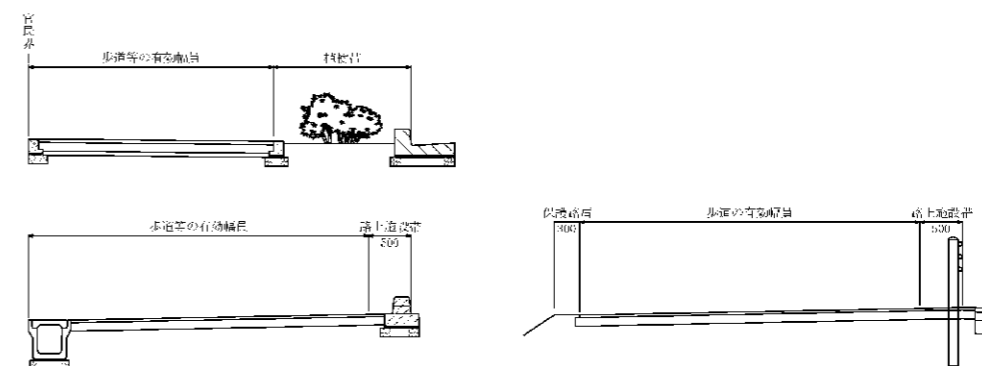


図 3.6 歩道等の有効幅員

ただし、歩道等の総幅を通す観点から図 3.6 を基本としたが、市街地において歩道を拡幅・設置する際にやむを得ない場合については、路上施設を設置しない場合に限り図 3.7 に示す『道路構造令の解説と運用』の考え方としてもよい。

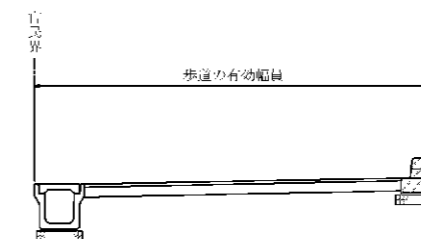


図 3.7 路上施設を設置しない歩道の有効幅員（やむを得ない場合）

【参考】道路構造令の解説と運用，p. 217～，平成 16 年 2 月，（社）日本道路協会

新	旧
<p><b>6. 多車線道路の整備計画</b></p> <p><b>6.1 整備計画の基本方針</b></p> <p>4車線以上の道路については、完成形での整備を基本方針として計画を立てるものとする。なお、暫定形での整備を計画する場合は、以下の要件について検討し、事業課と相談するものとする。</p> <p>(1) トンネルや長大橋など大型構造物があり、暫定形での整備により開通までの期間が相当短縮できる場合</p> <p>(2) その他、特段の事情が認められる場合</p> <p><b>6.2 多車線道路の暫定整備計画</b></p> <p><b>6.1 整備計画の基本方針</b>に基づき、多車線道路の暫定形での整備を計画する場合は以下のとおりとする。なお、暫定供用が長期間にわたる場合は、交通安全等を十分に考慮した計画を立てるものとする。</p> <p>(1) 沿道土地利用の進展を予想しうる地域については、原則として両側施工（セパレート）とする。</p> <p>(2) 沿道土地利用の見込みがない地域及び構造物上乗り入れが不可能な区間については、経済性等を考慮し、片側施工としてもよい。</p> <p>(3) 暫定2車線を1車線ずつ両側に計画する場合の幅員（1方向）は、橋梁、トンネル等永久構造物を除き、原則として5.5m（1.5+3.25+0.75）とする。また、交差点部の右折付加車線は、安全性を考慮し対向直進車線にできる限り寄せるものとする。なお、この場合の幅員構成例を図6.1に示す。</p> <p style="text-align: center;">図 6.1 暫定時幅員構成例</p> <p>(4) 他の道路との交差点部で、完成時に中央帯を連続して設置する予定の箇所については、暫定供用時にも横断できない構造とする事を原則とする。</p> <p>(5) 半断面施工の橋梁部へのアプローチ区間等において、セパレート部からの移行区間として必要長を確保することで、前後の交差点等への影響が大きくなる等やむを得ない場合には、設定速度は10～20 km/h 下回った値を用いることができるものとする。ただし、交通安全上、危険箇所とならないよう十分な安全施設対策を講じなければならない。</p> <p>(6) 暫定2車線の上下線の中央にポストコーンを設置することについては、事業課と相談するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【参考】道路構造令の解説と運用，p111～，平成16年2月，(社)日本道路協会</p>	<p><b>6. 多車線道路の暫定整備計画</b></p> <p>4車線以上の道路については、必要に応じ暫定断面による施工も考慮するものとし、その場合の基本方針は以下のとおりとする。なお、暫定供用が長期間にわたる場合は、交通安全等を十分に考慮した計画を立てるものとする。</p> <p>(a) 沿道土地利用の進展を予想しうる地域については、原則として両側施工（セパレート）とする。</p> <p>(b) 沿道土地利用の見込みがない地域及び構造物上乗り入れが不可能な区間については、経済性等を考慮し、片側施工としてもよい。</p> <p>(c) 暫定2車線を1車線ずつ両側に計画する場合の幅員（1方向）は、橋梁、トンネル等永久構造物を除き、原則として5.5m（1.5+3.25+0.75）とする。また、交差点部の右折付加車線は、安全性を考慮し対向直進車線にできる限り寄せるものとする。なお、この場合の幅員構成例を図6.1に示す。</p> <p style="text-align: center;">図 6.1 暫定時幅員構成例</p> <p>(d) 他の道路との交差点部で、完成時に中央帯を連続して設置する予定の箇所については、暫定供用時にも横断できない構造とする事を原則とする。</p> <p>(e) 半断面施工の橋梁部へのアプローチ区間等において、セパレート部からの移行区間として必要長を確保することで、前後の交差点等への影響が大きくなる等やむを得ない場合には、設定速度は10～20 km/h 下回った値を用いることができるものとする。ただし、交通安全上、危険箇所とならないよう十分な安全施設対策を講じなければならない。</p> <p>(f) 暫定2車線の上下線の中央にポストコーンを設置することについては、事業課と相談するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【参考】道路構造令の解説と運用，p111～，平成16年2月，(社)日本道路協会</p>